四万十町議会議長 味元 和義 様

四万十町社会教育委員会 委員長 四万十町図書館協議会 会長 四万十町立美術館運営審議会 副会長 元「四万十町文化的施設検討委員会」有志 任意団体 育つ会とおわ 会長 四万十町建築業協会 会長 四万十町設備業協会 会長

第2回議会報告会開催への要望書

日頃より町政へご尽力頂き、誠にありがとうございます。去る令和5年10月11日、私たちのうち5団体は四万十町議会に対して意見書を提出し、文化的施設整備計画の見直しについて議会としての考えをお示しいただき、また、今回の議決について意見を交換するための議会報告会を早急に開催いただくよう強く求めました。同日、10月11日の全員協議会においては、議論の末、議員1名を除いた15名の挙手による賛同を得て、議会報告会の実施、文書での回答を行うと表明されたことは記録に残っており、我々としては早期の実現が行われるものと認識しておりました。

しかしながら、早期の開催は実現されず、およそ 2 ilder 月後、 2 日後には 12 月議会定例会が開催される 12 月 4 日に、全町民対象として、農村改善センターにてケーブルテレビ生中継のなか、執り行われることとなったことは記憶に新しいところです。

報告会内では、6年の歳月をかけた本事業に対し、この時間内での報告で十分と考えるか?との問いかけに対しては、挙手された議員は、お1人もおらず、議員報告会が1回では不十分であり、次回に続き開催されるものという認識は、議員の皆さま、町民の間では一致しているものとして、放送されました。

四万十町の最高規範とされる四万十町まちづくり基本条例に基づき制定された四万十町議会基本条例第5条第7項には「議会は、議決事項及び議会の運営について町民へ説明する責務を有する。」とあり、また同条例第6条には「議会は、町政全般の諸課題に柔軟に対応するため、町民と自由に意見を交換する議会報告会を行うものとする。」とあります。

また「女性によるまちづくりの会」様からも、議会、町長宛てに町、議会、事業継続を求める方々との意見交換会の実現を強く要望する、との要望書が提出されています。我々7団体のみが第2回議会報告会を強く要望しているものではありません。

3時間の報告会1度限りでは、議論や質問が、尽くされたとは到底いえず、報告会内で問われた内容についてさえも、お答えを頂いていない質問もあります。10月にお示しした意見書への回答は、「執行部が執り行う内容で、議会としては越権行為にあたる」と無回答とも受け取れる回答がなされ、当然納得のいくものではありませんでした。「議員個人での考えはある」との複数議員の発言を受け、11月に議員個人アンケートを実施致しましたが、お考えを示して頂けない議員の方が多数であります。

このような状況下、第2回議会報告会を開催し町民と意見交換を引き続き行うことは、まさに議会の責務と言えます。早急に議会の対応を示されるべきです。町民に対しての真摯な対応を要望します。一方、第1回と同様の形式で行うことが不可能であるとされる場合、形式は第1回と全く同じもの、という風に拘らず、「請負契約議案に反対された議員の皆様」と町、「女性によるまちづくりの会」、我々7団体との報告会に縮小するなど、開催の規模等に関しましては、議会の皆さまにおいて、早期の開催実現がより可能な形式を模索して頂きたいと存じます。

また、10 月 18 日に提出致しました文書の内容にもありますように、我々関係団体は、「町民全体との意見交換の場」すなわち「第 2 回議会報告会」が議会から提案された場合、勿論参加しますが、先ずもって関係団体と議会による意見交換会を行うことを強く求めます。議会組織としての対応が難しい、議会組織としての対応となると時間を多く要するということであれば、請負契約議案に反対された9名の議員との報告会、意見交換会とされましても問題ありません。

本要望書に対し、速やかに実行ができない状況であれば、その理由を明確に文書にて 12 月末までにお答えください。あわせて、今現在の状況において、どのように本件に対応して いくのか、今後のスケジュールと共に、速やかに示されるよう重ねて要望します。

なお、意見書・要望書ではなく、陳情や請願の手続きを経て、議会に意見すべきとのお考え、ご意見が先の議会定例会で示されました。しかし、そのようなご意見は明らかにまちづくり基本条例等に謳われているものに反しており、また、緊急性のあるものについては陳情や請願の手続きを行い、次の議会開催を待てない場合もございます。以上、予めご了承頂き、早期の対応を宜しくお願い申し上げます。